

○北広島市青少年健全育成推進委員会設置条例

平成 21 年 9 月 25 日
条例第 30 号

(設置)

第 1 条 青少年の健全育成に関し必要な事項を調査審議するため、北広島市青少年健全育成推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 推進委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 教育機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 市の職員
- (4) 公募に応募した者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 推進委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 4 条 推進委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、推進委員会の会議の議長となる。

3 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている北広島市青少年健全育成推進委員会(以下「既設委員会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市青少年健全育成推進委員会の委員とみなし、その任期は、既設委員会の委員となった日から起算する。

(北広島市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 北広島市青少年問題協議会条例(昭和 40 年広島村条例第 7 号)は、廃止する。